

生	00	01	3年
(令和8年3月末まで保存)			

生 企 第 2 5 9 号
(生 保)
令 和 5 年 1 月 2 4 日

生活安全企画課長
生活保安課長 殿
各 警 察 署 長

生 活 安 全 部 長

子供の性被害（児童の性的搾取等）の撲滅に向けた被害発生に係るラブホテル等への対策の推進について

「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」が令和4年5月犯罪対策閣僚会議で決定され、関係機関・団体等と連携し、引き続き、児童の性的搾取等の撲滅に向けた対策を強力に推進することとされているところ、同プラン記載の「児童が性的搾取等の被害に遭わないための環境対策の強化」については、被害場所の実態を把握し、当該被害場所における被害状況の分析を行うとともに、児童の性的搾取等事犯の被害の発生が多い施設や被害状況に関する情報を、関係省庁の協力を得て関係団体等に提供するなどして、被害に遭わないための環境対策の強化を推進することとされている。

については今般、警察庁において、児童が児童買春や淫行させる行為（児童福祉法）、みだらな性行為等（青少年保護育成条例）の福祉犯被害（以下「児童買春事犯等」という。）に遭った場所を分析した結果、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項第4号に定める施設（以下「ラブホテル等」という。）における発生割合が最も高く、同場所が子供の性被害の温床となっている現状が認められたことから、各警察署においては、管内の実情等を踏まえつつ、下記のとおり被害発生に係るラブホテル等への対策を効果的に推進されたい。

記

1 被害が発生したラブホテル等に関する実態把握

各警察署は、特別法犯検挙情報票により児童買春事犯等の検挙状況を抽出した上、

具体的な事件概要を検挙警察署に問い合わせるなどして、実際に被害が発生したラブホテル等の所在地や被害発生時間帯などを把握するとともに、当該ラブホテル等に関する過去の立入り実施状況や行政処分歴等について確認すること。

2 被害が発生したラブホテル等に対する報告の要求又は立入り

各警察署は、上記1により把握した情報に基づき、被害が発生したラブホテル等の営業を営む者又は営業所に対して風営法第37条に基づく報告の要求又は立入りを実施すること。その際に、違反が認められる場合は行政処分を検討すること。

3 再発防止の指導等

各警察署は、当該ラブホテル等の営業を営む者に対して、18歳未満の者を客として立ち入らせないために通常実施している対策について説明を求めた上、所要の助言や指導を行うこと。

4 実施上の留意点

上記2については風営法に基づくものであるが、上記3の再発防止の指導等にあつては、当該ラブホテル等の営業を営む者に自主的な取組を促すものであり、法令上新たな義務を課すものではないことに留意して実施すること。

担当 生活安全企画課少年事件係